



病児・病後児保育の助成

ーベビーシッターの利用料を助成しますー



お子さんが病気で保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、ベビーシッター等をご利用された保護者に対し、派遣に要した費用の一部を助成します。

1 助成対象者

千代田区内に在住する発病中・または病気の回復期にある生後57日目から小学校6年生までのお子さんで、次のいずれかに該当する場合が対象となります。

- (1) 保育所等（区内・区外を問わない）に在園するお子さん
- (2) 家庭的保育事業を利用しているお子さん
- (3) 千代田区学童クラブを利用しているお子さん
- (4) 放課後児童健全育成事業を利用しているお子さん
- (5) 保護者の疾病等により家庭で養育することが困難なお子さん（幼稚園児・在宅児含む）

ベビーシッター等の派遣前後7日以内に、当該病気に関し医療機関で受診していることが必要です。

2 助成費用

利用料金の1/2（入会金、年会費、登録料は除く）

※ただしお子さんお一人あたり年度内（4/1～翌年の3/31）4万円まで。

3 助成対象日

今年度内のご利用分

※年度末のご利用分については、翌年度4月3週目まで受け付けいたします。

4 申請書類

- ①病児・病後児派遣費用助成金申請書
- ②受診証明書等
※受診証明書は有料なので、医療機関を受診したことがわかるもの（レシートやお薬手帳）でも代用可
- ③ベビーシッター会社の領収書等
※口座振替の場合は通帳の写しとベビーシッターの請求書
- ④利用明細（利用児童の名前、日付、利用時間、利用単価、交通費等が記載されたもの）
※ベビーシッター会社が領収した金額の積算根拠として必要です。
- ⑤ベビーシッター会社の料金表（ホームページを印刷したもの等でも可）

5 申請方法

- (1) お子さんの発病期または回復期に医療機関で受診し、②「受診証明書」の交付を受けます。（「受診証明書」の代わりに医療機関を受診したことがわかるものでも結構です。）
 - (2) ベビーシッター等を利用し、③「領収書」と④「利用明細」の交付を受けます。
 - (3) 前項3の①～⑤の書類を揃え、区役所子ども支援課に提出してください。
※郵送でも受け付けますが、切手代は各自負担となります。
 - (4) 審査を経て助成額が決定した後に、交付決定通知書をお送りします。
 - (5) 届いた交付決定通知書の金額をもとに、請求書を記入し、区役所子ども支援課へ提出してください。
- ※①「病児・病後児派遣費用助成金申請書」、②「受診証明書」、「請求書」は千代田区総合ホームページからもダウンロードできます。

《問合せ先》

千代田区役所 子ども部 子ども支援課

TEL：03-5211-4229

FAX：03-3264-3988

◆受付時間◆

土曜、日曜、祝日、年末年始を除く8時30分
から17時15分

